9　法第四十二条の十二第五項第十三号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第二十七条の十二第十六項中「が基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数」を「が基準雇用者数又は同条第五項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数（以下この項において「地方事業所基準雇用者数」という。）」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「現物分配が」を削り、「分配である場合に」を「分配に該当する現物分配にあつて」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項第二号中「同条第五項第十号」を「同条第五項第十五号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「適用年度において行われた」を「合併で適用年度において行われたものに係る合併法人又は適用年度において行われた合併に係る合併法人又は」に、「第十五項」を「第十六項」に、「いい、現物分配が」を「いう。第二号及び第三号において同じ。）で適用年度において行われたもの（に、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、「とする。第二号及び第三号において同じ。）」、「法第四十二条の十二第五項第三号又は第六十八条の十五の二第五項第三号に規定する雇用者をいい」、「高年齢雇用者（」及び「又は第六十八条の十五の二第五項第四号」を削り、「をいう。）に該当する」を「に該当する」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の十二第五項第十号」を「第四十二条の十二第五項第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10　法第四十二条の十二第五項第十四号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

第二十七条の十二の五第二項及び第三項を削り、同条第一項中「同条第三項第四号イ」を「同条第三項第六号イ」に改め、同項第一号中「次号」を「次号イ」に改め、「同じ。）」の下に「と当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数（同項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。）とを合計した数」を加え、同項第二号中「同条第一項第二号ロに規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数のうち同号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数から同項」を「同条第五項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数から当該法人が当該適用年度において同条第一項」に、「特定新規雇用者基礎数のうち同号イに規定する移転型特定新規雇用者基礎数に達するまでの」を「次に掲げる数を合計した」に改め、同号に次のように加える。

イ　特定新規雇用者基礎数のうち法第四十二条の十二第五項第九号に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ　特定非新規雇用者基礎数のうち法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

第二十七条の十二の五第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定める事項は、同条第三項第三号に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支給額の引上げの方針、法第四十二条の十二の五第一項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項とする。

2　法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に、経済産業大臣の同項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

第二十七条の十二の五第四項から第六項までを次のように改める。

4　前項の規定は、法第四十二条の十二の五第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第二項に規定する中小企業者等」と、同項各号中「当該法人」とあるのは「当該中小企業者等」と読み替えるものとする。

5　法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する役員をいう。以下この項及び第十項第一号イにおいて同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

6　法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第百八条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

第二十七条の十二の五第二十五項を削り、同条第二十四項各号中「第二項第二号イ」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「同条第三項第十一号」を「同条第三項第十号」に、「雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合」を「雇用者給与等支給増加割合」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「同条第一項第一号に掲げる要件を満たさない」を「同条第一項に規定する継続雇用者給与等支給増加割合が百分の三以上であるときに該当しない」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「同条第三項第四号イ」を「同条第三項第六号イ」に、「同項第十一号」を「同項第十号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第十一号イ」を「第四十二条の十二の五第三項第十号イ」に、「第十九項第一号」を「第十八項第一号」に、「第六項第一号」を「第十九項第一号」に改め、同項第二号中「前項において準用する第七項又は第九項」を「前二項の規定によりみなされた第十二項又は第十四項」に、「前項において準用する第七項から第九項まで、第十一項又は第十二項第一号イ」を「第十七項第一号又は前二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23　第七項、第九項、第十二項から第十五項まで及び第十八項から前項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十七条の十二の五第十七項から第二十項までを削り、同条第十六項中「教育訓練費基準日」を「給与等基準日」に、「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「教育訓練費の額に」を「法第四十二条の十二の五第三項第十号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合には、第十八項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第十九項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に改め、「、適用年度を第九項の適用年度と」を削り、「同項各号の」を「第十四項各号の」に、「教育訓練費未経過法人」を「給与等未経過法人」に、「教育訓練費の額を同項の給与等支給額」を「給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。）を同項の教育訓練費の額」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「教育訓練費基準日」を「給与等基準日」に、「次に掲げる日のうちいず